

2024年10月

第114回看護師国家試験のご案内

公益社団法人 国際厚生事業団
国際・研修事業部
学習支援・導入研修チーム

EPAに基づき外国人看護師候補者として日本へ入国し、看護師の資格を取得できずに帰国（一時帰国を除く）した元外国人看護師候補者の方は、引き続き看護師国家試験の受験資格があるため、帰国後も、日本で看護師国家試験を受験することが可能です。

先日、厚生労働省が第114回看護師国家試験の施行について発表しました。関心のある方は、下記の厚生労働省のホームページで詳しい内容を確認してください。

なお、帰国した方の第114回看護師国家試験の受験手続きについては、国際厚生事業団のホームページに掲載しています。

第114回看護師国家試験は、EPAに基づき外国人候補者への特例的対応（試験時間の延長、すべての漢字にふりがなを振る）が実施されます。

○厚生労働省ホームページ（第114回看護師国家試験の施行について）

URL : https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shikaku_shiken/kangoshi/

○公益社団法人 国際厚生事業団（JICWELS）ホームページ

（インドネシア・フィリピン・ベトナムに帰国した方の受験手続きについて掲載されています。）

URL : <https://jicwels.or.jp/?p=58189>

以上

（お問合せ先）

公益社団法人 国際厚生事業団

国際・研修事業部 学習支援・導入研修チーム

〒104-0061 東京都中央区銀座7-17-14松岡銀七ビル 3F

電話 : +81-3-6206-1198

Fax : +81-3-6206-1165

E-mail : kango-challenge@jicwels.jp